

「労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則の一部を改正する省令案等について」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 8 年 4 月 30 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課

標記について、令和 8 年 2 月 10 日から令和 8 年 3 月 12 日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計 3 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

なお、省令の名称につきまして、「労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則の一部を改正する省令」を、「クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」と修正して定めることとしましたので、公表いたします。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	床上無線運転式クレーンを用いた実技試験コースについては、クレーン運転士免許と同等の内容とした場合、広い作業半径を確保できる設備が必要となり、対応可能な教習機関が限定される懸念がある。このため、床上無線運転式クレーンの特性および実際の使用環境を踏まえ、実技試験コースについては過度に広大なスペースを必要としない、コンパクトな設定としていただきたい（床上操作式クレーン運転技能講習程度のコースと同等）。これにより、より多くの教習機関で実施可能となり、受講機会の確保および技能講習の普及にも寄与するものとする。	床上無線運転式クレーンを用いた実技試験は、床上無線運転式クレーン及び床上運転式クレーンの運転に必要な技能の確認を目的としています。このため、クレーン運転士免許の実技試験のコースではなく、従前の床上運転式クレーンを用いた実技試験のコース等を参考に、今後、実技試験コースの詳細等を通達で示す予定です。 また、床上無線運転式クレーン等の免許試験は、床上操作式クレーンよりも離れた距離から無線によりクレーンを運転するために必要な技能の試験であるため、床上操作式クレーン運転技能講習の実技試験と同等にすることは困難です。
2	クレーン・デリック運転士免許試験に必要な教習と会場で行う合否判定をオンライン上でもできるようにしてほしい。	クレーンの運転に係る教習は、クレーンの実機を用いて一定の時間その運転技能の習得を行わせるものであり、オンラインで実施することが困難です。また、教習の修了試験は、法定資格を持つ技能検定員が習得した技能を、実機を用いて判定する必要があり、オンラインでの合否判定が困難

		です。
3	<p>床上無線運転式クレーン等限定免許を取得しようとする者は、どこに登録教習機関で教習を受講すれば良いか。床上無線運転式クレーン等限定の免許に必要な教習と、クレーン限定の免許に必要な教習について、それぞれ実施する登録教習機関がともに困惑しないように進めていただきたい。</p>	<p>床上無線運転式クレーンを用いた教習については、令和9年4月以降要件を満たす登録教習機関において実施が可能となります。</p> <p>新免許制度の円滑な運用に向け、関係団体等と連携し、都道府県労度局 HP に掲載する等により新たな教習を行う登録教習機関に係る周知等を行ってまいります。</p>